

さいたま市告示第559号

さいたま市うらわ美術館受付・監視業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

さいたま市うらわ美術館受付・監視業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 日本環境マネジメント株式会社
- (2) 住所又は事務所の所在地 さいたま市浦和区仲町1-12-1

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月4日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月13日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

- (1) 使用料
- (2) 物品売払代金

7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所教育委員会事務局生涯学習部うらわ美術館管理係
- (2) 電話 048（827）3215